

事業者のごみの散乱防止の責務

- ・事業活動で生じるごみの散乱の防止と回収及び資源化に努めましょう。
- ・容器入り飲料等を販売（自動販売機）する者は、回収容器を設置して適正な回収及び資源化に努めてください。
- ・土木建築工事の施工者は、土砂、がれき、廃材等が流失しないように管理しましょう。

生活環境を著しく害すると認めるときは、改善勧告、改善命令が適用され事実の公表がなされます。

禁止行為

- ・空き缶やタバコの吸い殻などのポイ捨てをしない。
- ・公共の場所に置き看板、のぼり旗、貼り札等又は物品を放置しない。
- ・犬その他のペットを飼う人は、公共の場所でのふんを放置しない。
- ・公共の場所で歩行中や自転車乗車中の喫煙をしない。
（タバコはマナーを守り、喫煙場所で灰皿、携帯灰皿を利用しましょう。）

罰則

空き缶、タバコの吸い殻等を捨てた者で、改善命令に従わないときは、5万円以下の罰金が適用されます。

環境美化推進員の募集!!

鶴田町の環境美化を積極的に推進していくため環境美化推進員を募集いたします。

【環境美化推進員の主な活動】

- ・町民等に対する環境美化の指導及び助言
- ・町民等に対する環境美化の促進・啓発
- ・地域のパトロールとポイ捨ての情報及び連絡

【募集人員】

8名

【応募資格】

町内に居住する満20歳以上の方で、地域の環境美化に関心の高い方

募集期限 平成15年10月31日（金）まで

申込み先 鶴田町役場 住民課保険衛生係

59-3111（内線122・123）

みんなで進めよう！
美しい環境のまちづくり



環境美化条例12月からスタート

鶴田町環境美化条例（通称：ポイ捨て等防止条例）が制定され、12月1日から施行されます。この条例は、ごみの不法投棄や空き缶、吸い殻などのポイ捨て、犬などのペットのふんの放置などで、生活環境が非常に悪化している状況にあるため、町、町民、事業所等が一体となっておごみの散乱防止などに努め、環境美化を積極的に推進することにより、美しい自然と快適な生活環境を確保することを目的として制定されたものです。

それぞれのルール

町の役割

環境美化の促進に努めるとともに、町民等による自主的な環境美化活動に対して、積極的に支援します。

町民の役割

自宅周辺を清潔にするとともに、環境美化の促進に関する実践活動に積極的に参加しましょう。

事業者の役割

事業活動の社会的責任を自覚し、事業所周辺を清掃しましょう。

土地建物所有者の役割

土地建物等の周辺を清潔に保ち、ごみが捨てられないよう管理しましょう。

